

長野県行政機構審議会公募委員募集要領

(趣旨)

第1 県民の意見を幅広く聴き、県の組織や業務など行政運営のあり方や方向性の検討に反映させていくため、長野県行政機構審議会の委員の一部を公募する。

(募集人数)

第2 公募委員の募集人数は、2名とする。
なお、男女同数の選考に努めるものとする。

(応募資格)

第3 応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 県内に在住する者で、年齢満20歳(平成25年4月1日現在)以上の者
- (2) 県の組織や業務について関心を持ち、行政運営のあり方等に関して意見を述べることができる者
- (3) 年6回程度、原則として平日に開催される委員会に出席できる者

(応募方法)

第4 公募委員に応募しようとする者は、別に定めるところにより、次の書類等を総務部行政改革課に提出するものとする。

- (1) 長野県行政機構審議会公募委員応募申込書(住所、氏名、年齢、性別等)
- (2) 長野県の組織や業務についての課題と、その課題に対する提案・意見等を400字程度にまとめた小論文

(募集期間)

第5 委員の募集期間は、2週間程度とする。

(選考委員会)

第6 長野県行政機構審議会公募委員の募集にあたり、適正かつ公平な選考を行うため、長野県行政機構審議会公募委員選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の委員は、別表に掲げる者で構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員長が招集する。
- 6 委員会の庶務は、行政改革課において行う。

(選考方法)

第7 選考は委員会において、提出書類による選考により決定するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年3月15日から施行する。

別 表(第6関係)

総務部長
人事課長
行政改革課長